

第3節 障がい者にやさしいまちづくりと障がい者福祉の充実

1 現況と課題

- (1) 本町では、町の障害者福祉計画と連動して、平成18年度に障害者自立支援法の制定に基づく、第1期障害福祉計画を策定し、平成20年度には第2期障害福祉計画の策定をしました。また、国や県の基本指針に基づいた障がい者福祉施策の取り組みを図っています。
- (2) 今後の高齢化の進行や社会情勢の変化などにより、障がい者の重度化や障がい者数の増加傾向がみられます。このことから自立支援・就労支援を強化し、障がい者が地域の中で自立し、安心して暮らせる地域社会をつくることが求められています。また、障がいを持つ子どもや保護者のニーズ*に対応した相談体制の強化を図る必要があります。
- (3) 障がい者や障害に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障がいがある人もない人もお互いを尊重して、同じように生活し、活動ができる社会環境づくりが求められています。
- (4) 障がい者が積極的に社会に参加できるように、安心・安全な生活環境づくりのバリアフリー*、ユニバーサル・デザイン*による人にやさしい福祉のまちづくりが求められています。

2 基本方針

障害者福祉計画に基づき、各種の支援サービスの充実と推進を図り、障がい者の自立と安心して暮らせるまちづくりに努めます。



3 施策の内容

(1) 支援サービスの充実と推進

- ①地域や利用者の実情に応じた地域生活支援事業の充実と推進を図ります。
- ②地域自立支援協議会を設立し、保健、福祉、医療の関係機関と連携し、支援体制の充実とともに障がい者の就労施設の確保や福祉サービスの情報提供に努めます。

(2) 障がい者の社会参加に対する支援

- ①障がい者や障害に対する理解を深めるために、福祉教育の普及に努めます。
- ②障がいのある人の一般就労を支援促進するため、ハローワークなどの関係機関との連携を強化し、自立生活と社会参加に対する支援の充実に努めます。

(3) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

- ①関係機関との連携のもと、安全な歩道整備や道路及び建築物のバリアフリー化の促進を図るとともに、誰もが自由に社会に参加できる障壁のないバリアフリーのまちづくりの推進を図ります。

(4) 精神保健福祉対策の充実

- ①精神保健福祉についての正しい知識の普及など心の健康づくりを推進します。
- ②関係機関との連携のもとに治療や社会復帰・自立のための支援に努めます。
- ③精神障害への偏見をなくし、正しい理解を深めるための啓発を図ります。

4 計画事業

- ①相談支援事業
- ②障害者福祉タクシー助成事業
- ③障害者福祉サービス事業
- ④補装具給付事業
- ⑤地域生活支援事業

サービスの体型（平成21年3月31日現在）

